**この御案内は登録をしている方が、登録証を紛失・汚損した場合に**

**再交付申請手続きを行うためのものです。**

届出・通知・みなし通知の方は、別の手続きになります。

**○この案内に添付されている書類**

　登録証再交付申請書（様式第１３）

**○手続きに必要な書類等**

①　登録証再交付申請書

②　現在お持ちの登録証（汚損の場合）

③　手数料２，２００円（埼玉県収入証紙）

＊埼玉県収入証紙は化学保安課内でも販売しております。

**（注）登録の変更手続きには、登録証原本が必要です。登録証原本を紛失した**

**場合には、変更手続きと同時に再交付申請が必要になります。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式第１３（第９条） | ×整理番号 |  |

**登録証再交付申請書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　　年　　　　月　　　　日

　吉見町長　宮﨑善雄　様

（〒　　　　　）電話

住　　所

（フリガナ）

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名

　登録証の再交付を受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第１２条の規定により、次のとおり申請します。

１　登録の年月日及び登録番号

　　　　　　　年　　　　月　　　　日（　　　　　）登録　第　　　　　　　　　　　号

２　再交付の理由（○をつける）

　　　　①　登 録 証 の 紛 失

　　　　②　登 録 証 の 汚 損

　　　　③　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（備考）１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　×印の項は、記載しないこと。

３　登録証を紛失してその再交付を受けた者は、紛失した登録証が発見されたときは、遅滞なく、

これを提出しなければならない。

４　登録証を汚損してその再交付を申請する者は、申請書に当該登録証を添えて提出しなければならない。